

船橋市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理等について必要な事項を定め、システムの適切な使用及び維持管理の確保等を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）生ごみを粉碎し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。

(2) 使用者 システムを使用する者をいう。

(3) 製造者 システムを製造する者をいう。

(4) 販売者 システムを販売する者をいう。

(5) 排水処理部

ア 生物処理タイプ 一般家庭等から発生するディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生物により処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。

イ 機械処理タイプ 一般家庭等から発生するディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。

(設置の基準)

第3条 設置するシステムは、次の各号のいずれかでなければならない。

(1) 公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の製品認証を受けたもの

(2) 市長が適当であると認めたもの

(申請)

第4条 システムを設置しようとする者は、条例第6条に規定する排水設備等の計画の確認の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、船橋市下水道条例施行規則（昭和50年船橋市規則第42号）第10条に規定するもののほか、別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

3 前項において別表中第4ただし書きに規定する書類を提出した場合、使用者は、維持管理の業務委託契約を締結後速やかに市長に維持管理業務委託契約書の写しを提出しなければならない。

(維持管理)

第5条 使用者は、システムの性能を維持するため、別表中第3の維持管理計画書に基づき適正な管理をしなければならない。

2 使用者は、システムの維持管理について市長の指示に従わなければならない。

3 システムから発生する汚泥及び乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。

4 使用者は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故又は故障が発生したときは、速やかに市長に報告し、必要な措置を講じるとともに市長の指示に従わなければならない。

5 使用者は、システムの維持管理に関する資料等を3年間保存するとともに、市長の求めがあったときは、当該資料を速やかに提出しなければならない。

6 販売者は、システムを販売するときは、使用者に対し、維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要である事を説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

7 製造者及び販売者は、使用者に対し、適正な維持管理が必要であることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(立入検査)

第6条 市長は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認めるときは、下水道法(昭和33年法律第79号)第13条第1項に規定する立入検査を行うことができる。

(使用者の地位の承継)

第7条 システムを有する建築物の譲渡又は貸付等(以下「譲渡等」という。)があったときは、当該譲渡等を受けた者は、使用者の地位を承継し、適切な維持管理を引き継ぐものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

2 第2条第1号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間は、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に基づき評価機関により適合評価を受けたシステムは、当該システムとみなし、条例及びこの要綱に基づく確認を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

(名称変更)

この要綱による改正前の船橋市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱は、この要綱による改正後の船橋市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱に名称変更する。

別表

添付書類	備考
1 製品認証書の写し	第3条第1号のシステムを設置する場合
2 規格適合評価書の写し	第3条第2号のシステムを設置する場合
3 維持管理計画書	使用者とメーカー、維持管理業者との連絡体制及び保守点検内容等を明記したもの
4 維持管理業務委託契約書の写し	ただし、申請をするときに当該契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約締結確認書
5 システムの概要	システムの各単位装置の仕様書等
6 排水処理部に係る次の項目を示した資料 ア 計画流入水質及び処理水質 イ 処理対象人員算定 ウ 流入水量算定 エ 必要容量及び設計容量算定 オ 平面図及び断面図	
7 排水系統図	
8 その他市長が必要と認めるもの	